

04-07 単財 特定建築物環境衛生管理業務

仕様書

この仕様書は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法律」という。）及びその他関係法令の規定に従い、特定建築物に該当する つくばみらい市役所伊奈庁舎 の衛生管理業務について適用する。

1 業務場所

つくばみらい市福田195番地 つくばみらい市役所伊奈庁舎
構造：鉄骨造 延床面積：3,969 m² 階数：3階

2 業務期間

令和4年7月1日から令和7年6月30日まで
（地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約）

3 建築物環境衛生管理技術者の配置

受託者は、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を、この業務に従事させるものとする。

4 建築物環境衛生管理技術者の職務

建築物環境衛生管理技術者は、つくばみらい市役所伊奈庁舎の維持管理が環境衛生上適正に行われるよう監督するものとし、以下の業務に従事するものとする。

- (1) 管理業務計画の立案
- (2) 管理業務の全般的な指揮監督
- (3) 建築物衛生管理基準に関する測定又は検査の評価
- (4) 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施とその結果の評価
- (5) 保健所立ち入り対応（必要に応じて）
- (6) その他、つくばみらい市役所伊奈庁舎の衛生管理に必要なこと

5 業務内容

受託者は、省令で定める衛生管理基準に基づき、以下の業務を行うものとする。

(1) 建築物環境衛生管理技術者選任業務

建築物環境衛生管理技術者を選任し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、並びに関係規則を遵守し、かつ適合するよう維持するものとする。

(2) 空気環境測定業務

「測定項目」 温度、相対湿度、浮遊粉塵の量、一酸化炭素の含有率、
気流、炭酸ガスの含有率

「測定箇所」 室内6箇所（各階2箇所）及び外気1箇所

「実施回数」 2ヶ月に1回測定

(3) ねずみ・こん虫等防除業務

「対象場所」 全館

「実施場所」 主に供用部（トイレ、給湯室、休憩室、機械室等の害虫
発生のある箇所）

「実施回数」 生息調査及び粘着シート・食毒剤を設置
後日、生息点検及び回収作業を実施（6ヶ月に1回）
ただし、害虫の発生があった場合は、防除作業を実施

「対象害虫」 ネズミ、ゴキブリ、蚊

「特記事項」 外部よりの持込み害虫は別途とする。

（例）シロアリ、ダニ、ノミ、ムカデ

6 作業計画

受託者は、本業務の実施にあたり必要な計画書を作成し、提出するものとする。
なお、計画書の作成にあたっては、市監督員と協議のうえ作成するものとする。

7 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令を遵守するものとする。

8 施設管理者の立会い

業務の実施に際しては、施設管理者の立会いを求める場合は、事前に委託者に申し出るものとする。

9 業務記録及び報告

受託者は、法律及びその他関係法令で定める必要な書類を作成し、委託者へ報告するものとする。

10 届出書類の作成

受託者は、必要に応じて法律の規定に基づく茨城県知事への届出書類を作成するものとする。

11 その他

本仕様書に定めのない事項等については、必要に応じて委託者と受託者が協議するものとする。

06 単学 陽光台小学校環境衛生管理業務

仕様書

この仕様書は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」及びその他関連法令の規定に従い、特定建築物に該当する「つくばみらい市立陽光台小学校」における環境衛生管理業務について適用するものである。

- 1 業務名
06 単学 陽光台小学校環境衛生管理業務
- 2 契約期間
契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
- 3 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 履行場所
陽光台小学校（つくばみらい市陽光台3丁目1番地）
- 5 業務内容
 - (1) 建築物環境衛生管理技術者選任
委託者は、建築物環境衛生管理技術者を受託者の従業員の中から選任するものとする。
 - (2) 空気環境測定
年6回実施
(温度、相対湿度、気流、一酸化炭素・二酸化炭素含有率、浮遊粉塵量)
 - (3) ねずみ・昆虫等防除
重点調査4回、全館調査2回
2ヶ月に1回調査を行い、適切な方法により防除作業を行う。
 - (4) 貯水槽清掃（10t）
年1回実施
 - (5) 雨水槽清掃（50t）
年1回実施
 - (6) 水質検査
飲料水年2回実施
雑用水年6回実施

(7) 水質測定

飲料水：遊離残留塩素、色、濁り、臭気、味

雑用水：遊離残留塩素、pH値、臭気、外観

飲料水・雑用水について7日に1回実施

6 作業実施計画書の提出

受託者は、本業務の実施にあたり、作業実施計画書を作成し、委託者に提出するものとする。

7 業務記録及び報告

受託者は、法律及びその他関係法令で定める必要な書類を作成し、委託者へ報告するものとする。

8 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者及び受託者で協議し定めるものとする。